

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月4日

岩手県教育委員会

教育長 高橋嘉行

岩手県教育委員会規則第10号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程	通信制の課程		学校名	区分	全日制の課程		定時制の課程	通信制の課程	
		学科名	学級数	学科名	学級数	学科名			学科名	学級数	学科名	学級数	学科名
別表第1 高等学校の全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程の学級編制（第3条関係）													
岩手県立花泉高等学校	[略]	普通科	<u>4</u>	[略]			岩手県立花泉高等学校	[略]	普通科	<u>3</u>	[略]		
岩手県立大槌高等学校	[略]	普通科	<u>9</u>	[略]			岩手県立大槌高等学校	[略]	普通科	<u>8</u>	[略]		
岩手県立伊保内高等学校	[略]	普通科	<u>6</u>	[略]			岩手県立伊保内高等学校	[略]	普通科	<u>5</u>	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。													

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。